

唐鈔李善單注本『文選』殘卷考

富永一登

李善の存命中に筆写された甲卷、及び同じく「臣善曰」の記載が見られる乙卷、この二者の唐鈔李善單注本が、より初期の李善注『文選』の姿を伝えるものであることについては贅言を要しない。また、この殘卷が板本李善注の改変の跡を知る上で貴重な資料であることは、高歩瀛、斯波六郎、饒宗頤などの諸氏がつとに指摘するところであり、それについては、拙著『文選李善注の研究』（研文出版）、『校勘記』（『中国学研究論集』1-6）でも指摘した。

ただ、唐鈔本には写本にありがちな筆写の単純な誤脱ということでは片づけられない、正文と注との間の字句の異同が見られる。これについて、近年、傅剛氏は、「永隆本《西京賦》非盡出李善本説」（『中華文史論叢』第六十輯、一九九九年）、「文選版本研究」（北京大學出版社、二〇〇〇年）で、「永隆本《西京賦》は決して李善の原本ではなく、寺僧が書き写す際に、依拠したのは薛綜と李善の兩種の底本である」という説を提起された。

しかし、『校勘記』を通してみると、その説に俄には賛同しがたいところがある。そもそも李善單注本を筆写する者が、正文は薛綜注本を写し、李善注は李善本を写すということをするであろうかという疑問もある。

そこで本稿では、唐鈔本に見られる正文と注との間の字句の異同の問題について、校勘の結果を踏まえながら、私見を述べてみたい。

一 唐鈔本に見られる正文と注との字の異同

A 正文と李善注との字の異同

正文と李善注との間の字句の異同は、全部で次の四十五箇所に見られる。内、◎印を付したのが、傅剛氏が論拠とされたものである。通し番号の下の数字と記号は、胡刻本卷二の葉数とその表（a）と裏（b）を、（）内の数字は、『校勘記』の号数と頁数を示す。他は、『校勘記』の凡例に従う。

而用字不一。可見移風易俗、實在不易。へ柔へ猥へ猥へ猥へ
蝟へ騁へ猓へ骨へ、舉此一端、而三隅可反矣。」

正文と薛綜注が「骨柔」に作るのに、李善注は「鬚量」
に作る。饒氏・伏氏が指摘するように、字は違うが意味
は同じである。

◎④ 21 b (3-40)

(正文) 陵重甌(陵重蠹)

【甌】高氏義疏云、「詩・皇矣」孔疏引亦作へ甌へ。孫
義鈞曰、《爾雅·釋山》重甌隙。郭注謂山形如累兩甌、
甌、甌也。山形似之、因以名云。與注山上大下小之義合。

作へ甌へ者是也。胡紹煥曰、へ蠹へ與へ甌へ同。《爾雅》重甌
隙。《說文》隙、崖也。重甌謂之隙、重甌、即重崖矣。

《王風·葛藟》《釋文》引李巡曰、隙、阪也。《爾雅·
釋畜》《釋文》引舍人曰、甌者、阪也。甌隙義同。故同
訓爲阪。……薛注以爲上大下小、未知所據。郭注《釋畜》
本之、遂有山形似甌之異說矣。步瀛案、《說文》無へ蠹へ
字。《瓦部》云、甌、甌也。一曰穿也。劉熙《釋名·釋

山》曰、山上大下小曰へ甌へ。甌、甌一孔者。甌形孤出處
似之也。《爾雅·釋畜》郭注曰、甌、山形似甌、上大下
小。……是劉氏、郭氏說へ甌へ並與薛同。胡氏斥爲異說、
非也。又本書《長笛賦》《晚出西射堂詩》注引《釋山》
並作へ蠹へ。《玉篇》引亦作へ蠹へ。郝懿行據爲古本作へ蠹へ
之證。然本賦注唐寫作へ甌へ、又安知唐寫《長笛賦》注等
不作へ甌へ。則古本作へ蠹へ之說、亦未必確。」

……陵、猶升也。山之上大
下小者甌。
大下小者曰蠹。

臣善曰、蠹、言免反。

善曰、蠹、言免切。

正文と薛綜注が「甌」に作るのに、李善注は「蠹」に
作る。高氏によれば、唐鈔本に従って「甌」に作るのが
よいという。

◎ 23 a (4-63)

(正文) 齊棹女

臣善曰、棹、鼓棹之子。善曰、棹、鼓棹之女。

【棹子鼓棹之子】伏氏校注⁴⁷¹云、「依正文、作へ女へ是。」

正文は「女」であるのに、李善注は「子」の字に作る。

◎ 23 b (4-67-68)

(正文) 設置麗

臣善曰、……里、音獨。善曰、……罍、音獨。

【罍音獨】饒氏斟證云、「へ罍へ字乃へ罍へ之譌。」

正文の「罍」字を、李善注では、筆写の際、「里」の
字に誤ったと思われる。

◎ 25 a (4-79)

(正文) 礚礚激而增響

臣善曰、礚、敷赤反。善曰、礚、敷赤切。

【礚敷赤切】伏氏校注⁵⁵³云、「正文作へ礚へ、今本是。」

正文の「礚」字を、李善注では、筆写の際、「石」旁
を脱したと思われる。

◎ 27 a (5-126)

〔正文〕增蟬蛸以此豸〔增蟬蛸以此豸〕

〔蟬〕上野本亦作〔蟬〕。饒氏鞞證云、「〔蟬蛸〕二字从虫、而音注並从女。胡刻作〔蟬蛸〕、文注同。叢刊本二字並从女、文注同。」羅氏校釋742云、「案、〔蟬蛸〕×蟬蛸、音義並同。」

〔蛸〕九條本崇本袁本明州本朝鮮本四部本作〔蛸〕。……蟬蛸、此豸、姿態妖蠱也。

臣善曰、……蟬、音蟬。蛸、音蟬。蛸、於縁反。

〔蟬蛸〕〔蟬〕、即〔蛸〕字。袁本明州本朝鮮本四部本作〔蟬蛸〕。饒氏鞞證云、「薛注〔蟬〕字與正文異書。」

〔始於縁反〕明州本朝鮮本四部本亦作〔蟬〕。正文は「蟬蛸」に作るが、李善注は「蟬、蛸」に作る。ただし、薛綜注も正文とは違い「蛸」を「蟬」に作る。これは、後で指摘する正文と薛綜注の字に異同がある例でもある。

(2) 正文と李善注の引書中の字に異同がある場合

ア、正文との字の異同について校記を付さない場合

◎⑩10 a (1-23-24)

(正文) 正暗瑤光與王繩

臣善曰、春秋運斗樞曰、北斗七星、第七曰瑤光。

善曰、春秋運斗樞曰、北斗七星、第七曰瑤光。

〔瑤光〕高氏義疏云、「〔禮記〕曲禮上正義・〔史記〕天官書索隱・『藝文類聚』・『太平御覽』天部引『運斗樞』皆作〔瑤〕、正合。」饒氏鞞證云、「文選刻本涉正文而作〔瑤〕耳。」

◎⑪11 a (1-28-29)

(正文) 墜道麗倚以正東。(墜道麗倚以正東)

〔墜〕九條本崇本袁本明州本朝鮮本作〔墜〕。四部本校語云、「五臣本作〔墜〕」。九條本傍記云、「〔墜〕善。」許氏筆記云、「西都賦作〔墜〕。此〔墜〕字字書所無、當作〔墜〕」。然唐寫本上野本作〔墜〕、又袁本明州本薛綜注作〔墜〕、恐是李善注原本作〔墜〕。

墜、閣道也。

臣善曰、……西都賦曰、凌墜道而超西墉。善曰、……西都賦曰、凌墜道而超西墉。

〔凌墜〕朝鮮本亦作〔墜〕。案卷一「西都賦」作〔墜〕、此當作〔墜〕、板本涉正文而誤、唯朝鮮本不誤。

◎⑪11 b (1-32)

(正文) 赫眙、以弘敞

臣善曰、……埤蒼曰、眙、善曰、……埤蒼曰、眙、赤文也。音戸。文也。音戸。

正文の「眙」字を、李善注引『埤蒼』では「眙」に作るが、音注から考えて筆写の際の誤りだと思われる。

◎⑫12 a (1-34)

(正文) 鯨魚失流而蹉跎。(鯨魚失流而蹉跎)

臣善曰、……楚辭曰、驥垂兩耳、中坂蹉跎。

正文の「蹉」を、李善注引「楚辭」では、「蹉」に作るが、下の「跎」字と同じく「足」旁に作る方がよい。筆写の際の誤りであろう。「楚辭」九懷株昭は「蹉跎」に作る。

⑤ 12 a (1-35)

(正文) 立脩莖之仙掌

臣善曰、漢書曰、孝武又作栢梁、銅柱、承露僊人掌之屬矣。三輔故事曰、武帝作銅露槃、承天露、和玉屑飲之、欲以求仙。

正文の「仙」字を、李善注引「漢書」では、「僊」に作る。今『漢書』郊祀志上が「僊」に作るのと合う。李善が『漢書』の字をそのまま用いたのであろう。

⑥ 12 b (1-36)

(正文) 美往昔之松橋

【橋】伏氏校注88云、「按、作喬是、唐寫本注文亦作喬。然作橋亦不爲誤、喬橋本可通訓假借。《詩・漢廣》(南有喬木)、《釋文》(喬本亦作橋)、三國時吳國二喬、亦作二橋。」

臣善曰、……又曰、王子喬善曰、松喬已見西都賦。者、周靈王太子晉也。

正文は「橋」字に作るが、李善は引用した『列仙伝』のままに「喬」としたのであろう。今『列仙伝』は「喬」に作る。

⑦ 13 a (1-38)

(正文) 期不陀陟、(期不陀陟)

【陀】上野本亦作陀。伏氏校注101云、「按、陀、(陀)異體字。《集韻》(陀、或作陀)。」

臣善曰、方言曰、陶、式氏反。善曰、方言曰、陶、壞也。反。陶、式氏切。

【陶式氏反】(陶)上、板本有陶壞也三字。饒氏斟證云、「案『方言』六、(陶壞)、郭注、(謂壞落也)、永隆本蓋有誤脫。」

正文は「陀」字に作るが、李善は引用した『方言』のままに「陶」としたのであろう。

⑧ 13 a (1-39)

(正文) 設在蘭綺

臣善曰、劉逵魏都賦注曰、善曰、劉逵魏都賦注曰、受他兵曰蘭、受努曰綺、音他兵曰蘭、受弩曰綺、音蟻也。

【蘭】高氏義疏云、「蘭、(蘭)之通借字。『說文』曰、蘭、所以盛弩矢、人所負也。」

正文は「蘭」字に作るが、李善注引「劉逵魏都賦注」では、「蘭」に作る。今、「魏都賦」注にこの文はない。筆写の誤りか、「劉逵魏都賦注」をそのまま引いたのか

不明である。

⑩ 14 a (1-47)

(正文) 睚眦夔夔 (睚眦夔夔)

【眦】崇本作「眦」、四部本誤作「眦」。

【夔】饒氏鞫證云、「夔」乃「夔」之譌。」

臣善曰、……說文曰、眦、善曰、……說文曰、眦、目

匡也。淮南子曰、瞋目裂眦。淮南子曰、瞋目裂眦。

眦。睚、五懈反。眦、在賣。睚、五解切。眦、在賣切。

反。

【裂眦】「眦」字、朝鮮本作「眦」。

正文は「眦」字に作るが、李善注引『說文』、『淮南

子』及び音注は「眦」に作る。段注『說文』、『淮南子』

秦族訓も「眦」に作る。字体の違いだけではあるが、李

善は引書の字体をそのまま使い、音注もそれによつたの

であるう。

⑪ 14 b (1-48, 49)

(正文) 剖析豪釐 (剖析毫釐)

【釐】許氏筆記云、「釐」作「釐」、假借。」高氏義疏云、

「步瀛案、唐寫李注正作「釐」。」《漢書・律曆志》曰、

《不失豪釐》。顏注引孟康正同。」

臣善曰、……漢書音義曰、善曰、漢書音義曰、十毫爲

十豪爲釐、力之反。釐、力之切。

【十豪爲釐】『干祿字書』釐爲釐之俗字、然則釐

即釐、釐同。

筆写の際の字体の不統一であろう。

⑫ 15 a (1-52)

(正文) 右極整屋 (右極整屋)

臣善曰、漢書、右扶風有整屋縣。整、張流切。屋、張

栗反。

15 b (2-15) 「掩長楊而聯五柞」の注では、「整屋」

に作っていて、筆写の字体が不統一である。

⑬ 15 b (2-16, 17)

(正文) 繚亘綿聯

臣善曰、……三輔故事曰、善曰、……三輔故事曰、北

北至甘泉九巖、南至長楊五柞、連綿四百餘里也。

連綿四百餘里也。

正文は「聯」字に作るが、李善注は『三輔故事』の「

連」に作る文をそのまま引用したものと思われる。

⑭ 16 a (2-22)

(正文) 戎葵懷羊

臣善曰、……又曰、薊、戎、善曰、……又曰、薊、戎葵。

葵。郭璞曰、今蜀葵也。薊、郭璞曰、今蜀葵。薊、音眉。

音肩。戎、音戎。戎、音戎。

正文は「戎」字に作るが、『爾雅』「戎」に作る

文をそのまま引用したものと思われる。

⑮ 17 a (2-28, 29)

(正文) 鳥則鸚鵡鵲

臣善曰、高誘淮南子注曰、
鷓鴣、長脰綠色、其形似鷹。

〔鷓鴣〕今『淮南子』原道訓作鷓鴣、高誘注不作鷓鴣、與朝鮮本合。高氏義疏云、「朱珣曰、案《正字通》云、鷓鴣俗作鷓鴣。《禽經》云、鷓鴣則鷓鴣、鷓鴣則鷓鴣、其名以此。《上林賦》鴻鷓、單稱鷓鴣。郭注鷓鴣、鷓鴣也。《具都賦》鷓鴣、單稱鷓鴣、一也。《左氏·定三年傳》唐成公有兩鷓鴣。疏引馬融說、鷓鴣、鷓鴣也。其羽如練、高首而修頸。馬似之。與高誘注合。」伏氏校注238云、「《左傳·定公三年》有鷓鴣、即鷓鴣。鷓鴣可作鷓鴣、則鷓鴣亦可鷓鴣。皆表音字。」

李善の見た『淮南子』が「鷓鴣」に作っていたのをそのまま引用したので、正文の「鷓鴣」と異同が生じたと考えられる。

⑩ 18 a (2-35-36)

(正文) 倚金較

臣善曰、毛詩曰、猗重較兮。善曰、毛詩曰、猗重較兮。〔猗重較兮〕猗字、袁本朝鮮本明州本四部本作倚。

胡氏考異云、「袁本茶陵本猗作倚、是也。」饒氏割證云、「考異之說、殆謂正文作倚、則注應同作倚耳。」案今『毛詩』衛風淇奥作倚、阮元『校勘記』云、「唐石經·小字本·相臺本倚作倚。案倚字是也。」

正文は「倚」字に作るが、李善が引く『毛詩』は「猗」に作っていたと思われる。

⑩ 18 b (2-39)

(正文) 天畢前驅
……象畢星前驅載之。
臣善曰、……韓詩曰、伯也
執爰、爲王前驅。
善曰、……韓詩曰、伯也執爰、爲王前驅。

〔駟〕『干祿字書』云、「駟、上通下正。」
〔韓詩〕朝鮮本作毛詩。案今『毛詩』衛風伯兮與善注引『韓詩』同。

正文は「驅」で、注は「駟」に作る。筆写の字体が統一である。

⑩ 18 b (2-39)

(正文) 萬騎龍趨
臣善曰、東都賦曰、千乘雷起、
起、万騎紛紜。
善曰、東都賦曰、千乘雷起、
万騎紛紜。

正文は「萬」で、注は「万」に作る。筆写の字体が統一である。

⑩ 19 a (3-17-18)

(正文) 螭魅罔蝮

〔螭〕九條本崇本袁本朝鮮本明州本四部本作螭、但下李注引『左氏傳』並作螭。『正字通』云、「螭、左傳作螭。」高氏義疏云、「《說文》曰、螭、山神、獸形。《廣雅·釋天》曰、山神謂之螭。是螭本字、螭俗字。螭借字也。」

〔罔蝮〕上野本亦作罔蝮。九條本崇本袁本朝鮮本明州

本四部本作「蝸蝓」。『說文』第十三上虫部「蝸」字段氏注云、「按「蝸蝓」、『周禮』作「方良」、『左傳』作「罔兩」、『孔子家語』作「罔閭」、俗作「魍魎」。伏氏校注310云、「按、「蝸蝓」、『魍魎』、皆爲傳說中的精怪名、從虫爲正體、從鬼爲變體。『說文』《玉篇》《龍龕手鑑》《字彙》等字書皆在虫部。」

臣善曰、左氏傳、王孫滿謂楚子曰、昔夏鑄鼎象物、使人知神姦。人入川澤、不逢不若、魍魎之魎、莫能逢之。杜預曰、蝸、山神、獸刑。魍、怪物。魎、水神怪物。蝸蝓、水神也。

【魍魎之魎】伏氏校注314云、「按、原卷之「魍魎」之魎、當爲「魍魎」之省文。……敦煌唐寫本中「甲乙甲乙」型詞組、有簡作「甲甲乙乙」型者。……又古人之常用連詞、有「甲乙」省作「甲」或「乙」者。……武威《儀禮》漢簡「主人」常作「主」、大夫「作夫」、敦煌本王梵志詩「游游覓衣食」、張錫厚注云、「衣食、原作「衣衣」、據文義改。」今查縮微膠卷、「衣衣」原作「衣」、即衣食的省略。」【魎】伏氏校注319云、「按、「魎」、爲「魍魎」之省。」但伏氏校注之「魍魎」、乃「蝸蝓」之譌也。

正文は「蝸」字に作るが、李善注に引く『左氏伝』は、「魍」に作る。今『左氏伝』宣公三年は、「罔兩」に作

り、「釈文」に「兩、本又作蝸」というが、「魍」に作るものは見あたらない。筆写の際の字体の不統一なのか、李善が引書の字体をそのまま用いたのかは不明である。

⑩ 19 b (3-23)
(正文) 百禽悽遠

臣善曰、羽獵賦曰、虎豹之陵遠。悽、音陵。

【虎豹之陵遠】高氏義疏云、「本書《羽獵賦》作「陵遠」。此注「陵」字當作「凌」。《楊雄傳》顏注曰、凌遠、戰栗也。」饒氏斟證云、「凌」字與第八卷《羽獵賦》同、刻本正文及薛注作「悽」、引《羽獵賦》作「陵」。

李善注が引用した「羽獵賦」の字体をそのまま用いたために正文と異同が生じたものである。

⑪ 20 a (3-29)

(正文) 兔兔聯猿

【兔】上野本作「菟」。『干祿字書』云、「菟」上通下正。」

臣善曰、毛詩曰、兔兔。善曰、毛詩曰、兔兔。兔兔。

【兔兔】『毛詩』小雅巧言作「兔兔」。高氏義疏云、「《毛詩・巧言》「兔兔」作「躍躍」。《史記・春申君傳》《上書秦昭王》《詩》云、「兔兔兔兔、遇犬獲之。」《集解》引韓嬰《章句》曰、「兔兔、往來貌。」是《韓詩》作「躍」、《毛詩》作「躍」。李注《毛詩》疑《韓詩》之誤。」李善の見た『詩』が、「菟」に作っていたのか、筆写

の不統一による字の異なるのは不明である。

㉑ 21 a (3-35-36)

(正文) 奎躑槃桓 (奎躑盤桓)

【契】上野本亦作^レ槃。伏氏校注³⁹⁴云、「又按、槃桓爲連綿字、或作盤桓、盤旋、盤跚、般桓。」

奎躑、開足。槃桓、便旋如 奎躑、開足也。盤桓、便旋搏形也。

臣善曰、……廣雅曰、般桓、善曰、……廣雅曰、盤桓、不進也。 不進也。

【廣雅曰般桓】『廣雅』釋訓作^レ般桓、與唐寫本合。

引書の字をそのまま引用したために生じた正文との異同である。

㉒ 21 b (3-42)

(正文) 般于游敗 (盤于游敗)

臣善曰、尚書曰、文王弗敢 善曰、尚書曰、不敢盤于游般于遊田。

【文王弗敢般于遊田】今『尚書』無逸篇作「文王不敢盤于遊田」。斯波博士以唐寫本爲李善注之舊、說詳見『文選李善注所引尚書攷證』。

引書の字をそのまま引用したために生じた正文との異同である。

㉓ 22 a (4-55)

(正文) 槁勤賞功 (槁勤賞功)

【槁】^レ槁、^レ即^レ槁。^レ槁、^レ即^レ槁。『九經字樣』云、

「^レ高^レ高^レ、上『說文』下隸省。^レ亭^レ毫^レ等字並從^レ高^レ省。」『敦煌俗字研究』云、「漢碑中已見^レ高^レ字。又^レ高^レ旁古亦或作^レ高^レ。」饒氏斟證云、「^レ高^レ字从木、各本並从牛。」伏氏校注⁴³⁵云、「按、假借字。《周禮·秋官·小行人》《若國師役、則令槁禱之》鄭玄注《故書槁爲稾》鄭司農云、《稾當爲槁、謂槁師也》今本《左傳·僖公三十二年》杜注正作^レ高^レ。」

臣善曰、……杜預左氏傳注 善曰、……杜預左氏傳曰、槁、勞也。槁、苦到反。 槁、勞也。槁、苦到切。

【槁勞也】^レ高^レ字、與正文^レ高^レ字不合。『干祿字書』云、「^レ高^レ高^レ喬^レ、上俗下正。」^レ高^レ、^レ即^レ高^レ字。此當作^レ高^レ。

正文は「槁」につくるのに、李善注は「槁」に作る。筆写の誤りと思われる。

㉔ 22 b (4-58)

(正文) 鍊魚鍊 (炙魚彫)

【鍊】上野本作^レ鍊。高氏義疏云、「唐寫^レ炙^レ作^レ鍊。薛注有^レ鍊炙也」三字。字書無^レ鍊^レ字。若是^レ鍊^レ字、並不訓^レ炙^レ。且俗字、不足據。疑^レ鍊^レ字之訛。然無他證、今不取。」案『說文』^レ炙^レ字云、「^レ鍊^レ、縮文。」『廣韻』燭韻云、「^レ鍊^レ、^レ炙具。」^レ炙^レ字俗作^レ炙^レ、見『唐宋俗字譜』。明州本朝鮮本作^レ炙^レ、其證。然則^レ鍊^レ即^レ鍊^レ、上野本是也。唐寫本正文^レ鍊^レ・注^レ鍊^レ、並當爲^レ鍊^レ字。後正文^レ鍊^レ字改爲^レ炙^レ、而刪薛注^レ鍊^レ也」三字。

【鍊】『說文』『玉篇』作^レ鍊、『廣韻』作^レ彫。『字彙

補」夕部云、「𧈧、與𧈧同。」袁本注字作𧈧。

臣善曰、史記曰、楚人謂多善曰、史記曰、楚人謂多爲夥。音禍。夥。音禍。

引用した『史記』陳涉世家の字体に従ったのか、筆写の際の字体の不統一か不明である。

㊦ 23 b (4-66)

(正文) 𧈧潜牛(馬潜牛)

【𧈧】上野本九條本崇本明州本袁本四部本作𧈧。饒氏鞞證云、「𧈧字从虫、各刻本从中、注各同正文。案『說文』𧈧重文作𧈧。伏氏校注487云、「按、作𧈧是、《說文》亦作𧈧。」

臣善曰、……說文曰、𧈧、善曰、……說文曰、𧈧、絆馬也。……𧈧、中十反。絆馬也。……𧈧、中立切。

正文「𧈧」と李善注「𧈧」で字体の不統一が見られる。

㊦ 23 b (4-69)

(正文) 𧈧𧈧

𧈧、𧈧子。𧈧、細魚。……𧈧、魚子。𧈧、細魚。……

臣善曰、國語、里革曰、𧈧善曰、國語、里革曰、魚禁禁𧈧。𧈧、音𧈧。𧈧、音𧈧。𧈧、音而。

而。

【𧈧細魚】𧈧字、袁本作𧈧。胡氏考異云、「袁本𧈧作𧈧、茶陵本亦作𧈧、下同。案、𧈧即𧈧別體字、蓋袁所見正文是𧈧也。」伏氏校注500云、「按、胡氏說是也。『龍龕手鏡』以爲𧈧同𧈧、誤矣。《說文》𧈧、

魚子也。《廣韻》𧈧、朱鱈、魚名、魚身人面。則二字義不同。今本《國語・魯語上》作𧈧、與胡本合。唐寫本正文作𧈧、則注文亦當統一作𧈧矣。」

【𧈧禁𧈧】疑李善所見「國語」本作𧈧。

正文と薛綜注は「𧈧」に作るのに、李善注が「𧈧」に作るの、引用した『國語』に従ったものである。

㊦ 24 a (4-73)

(正文) 𧈧甲乙而𧈧翠被

【𧈧】崇本明州本袁本朝鮮本作𧈧。九條本傍記云、「𧈧帳五。」四部本校語云、「五臣作𧈧。」孫氏考異云、「𧈧帳𧈧古字本通。如供帳古只作供張也。」

臣善曰、班固漢書贊曰、孝善曰、班固漢書贊曰、孝武武造甲乙之帳、𧈧翠被、馮造甲乙之帳、𧈧翠被、馮玉玉几。

『漢書』西域伝贊は、「帳」に作る。李善注はそれを

そのまま引用したものとと思われる

㊦ 24 b (4-73, 74)

(正文) 程角𧈧之妙戯(程角𧈧之妙戯)

【𧈧】即𧈧字。『干祿字書』云、「𧈧互𧈧、上通下正。諸從𧈧者、竝準此。」注字作𧈧、唐寫本𧈧與𧈧或不別。上野本誤作𧈧、傍記云、「𧈧𧈧五。」高

氏義疏云、「唐寫𧈧作𧈧、蓋𧈧𧈧字之誤。注皆作𧈧可證。《漢書・武帝紀》作𧈧。」饒氏鞞證云、「𧈧𧈧字

疑誤筆、注中並作𧈧、與『漢書』武紀合。」伏氏校注

疏云、「五臣ハ燕ノ作ハ鸞ノ、俗字。」

臣善曰、……荀悅漢紀曰、善曰、……荀悅漢紀曰、趙

趙氏善舞、号曰飛鸞、上悅。氏善舞、號曰飛燕、上說之。

之。事由體輕、而封后皇。事由躡輕、而封皇后也。

【号曰飛鸞】『漢紀』成帝紀作ハ鸞ノ。

引用した『漢紀』の字体に従ったものである。

㊸ 28 a (5-133)

（正文）增昭儀於婕妤ハ增昭儀於婕妤ノ

臣善曰、漢書曰、孝元帝傳。善曰、漢書曰、孝成帝趙皇

婕妤有寵、乃更號曰昭儀、后有女弟、為婕妤、絕幸、

在婕妤上、昭儀尊之也。又為昭儀。又曰、孝元帝傳婕

曰、封董賢為高安侯、後代好有寵、乃更號曰婕妤、在

丁明為大司馬、即三公之職昭儀上、尊之也。又曰、封

也。董賢為高安侯、後代丁明為大司馬、即三公之職也。

【孝成帝趙皇后有女弟為婕妤絕幸為昭儀又曰】唐寫本無

此十九字。九條本紙背引善注與板本同。案『漢書』外戚

傳下云、「孝成趙皇后、本長安宮人。……有女弟復召入、

俱為婕妤、貴傾後宮。許后之廢也、……皇后既立、後寵

少衰、而弟絕幸、為昭儀。」此節引耳。但下引『漢書』

（外戚傳下孝帝傳昭儀）有ハ昭儀ノ婕妤ノ之引證、此注未

必有。

【孝元帝傳婕妤有寵】『漢書』外戚傳下作ハ婕妤ノ。

【乃更號曰昭儀在婕妤上昭儀尊之也】案『漢書』外戚傳

下孝帝傳昭儀云、「更號曰昭儀、賜以印綬、在婕妤上。

昭其儀、尊之也。」高氏義疏云、「各本ハ昭儀在婕妤上ノ

誤作ハ婕妤在昭儀上ノ、又無ハ昭其儀ノ三字。今依唐寫改。

唐寫亦脫ハ其ノ字、依外戚傳增ハ婕妤ノ作ハ婕妤ノ、則與『

漢書』合。」

引用した『漢書』の字に従ったものである。ただ前者

を「婕妤」に作るのは、筆写の際の字体の不統一である

う。

㊹ 28 a (5-133)

（正文）王閔争於坐側ハ王閔争於坐側ノ

臣善曰、漢書曰、上置酒麒麟殿、視董賢而笑曰、吾欲

法堯禪舜、何如。王閔曰、堯禪舜、何如。王閔曰、天

下乃高帝天下、非陛下之天下乃高帝天下、非陛下有之。

有。統業至重、天子無戲言。統業至重、天子無戲言。

【王閔曰】ハ閔ノ字、唐寫本誤作ハ閔ノ。

筆写の際の誤記である。

㊺ 28 a (5-134)

（正文）繼體承基

臣善曰、……漢書、平當曰、善曰、……漢書、平當曰、

今漢繼體承業、三百餘年。今漢繼體承基、三百餘年。

【今漢繼體承業】高氏義疏云、「各本ハ業ノ作ハ基ノ、乃涉

正文而誤。唐寫與平當傳合、今從之。

引用した『漢書』の字に従ったものである。

◎28 b (5-134)

(正文) 耽樂是伎

【耽】『玉篇』云、「耽、俗耽字。」

臣善曰、尚書曰、惟湛樂之。善曰、尚書曰、惟耽樂之從。

【惟湛樂之從】高氏義疏云、「尚書」見無逸。唐寫引『書』耽作湛、與『論衡』語增篇引同。是一本作湛也。然本文作耽、則注引『書』亦當作耽、否則當有湛與耽同之語。」伏氏校注⁶⁵⁹引高氏說、羅氏校釋⁷⁹¹以高氏說爲是。饒氏輯證云、「案『尚書』無逸惟耽樂之從、傳疏與釋文耽皆从耳、『論衡』語增篇引作惟湛樂是從、(是)字與張衡所見同。」湛字與李善所見本同。

『毛詩』鹿鳴常棣之、和樂且湛、並作湛。陳喬樞韓詩遺說攷云、耽作毛詩、作湛、耽、皆湛之假借、……以耽作湛爲湛之假借、段玉裁王筠諸家說文注並同。文選集注本陳孔璋答東阿王牋、謹韞玩耽之、各本作耽、集注『音決』云、(湛)多含反、或爲耽、同。知各本之耽、或耽、音決、乃作湛。引用した『尚書』の字に從つたものである。

◎乙卷 4 b (6-127)

(正文) 譬若鸞鶴、譬若鵲鳴

【鵲】唐寫本九條本作鸞、『漢書』作鵲。

臣善曰、毛詩曰、題彼脊令、載飛載鳴。毛詩曰、題彼鵲鳴、載飛載鳴。

【脊令】與『毛詩』小雅小宛合。各本涉正文改字。

引用した『毛詩』の字に從つたものである。

◎乙卷 5 b (6-132)

(正文) 以管窺天、(以管窺天)

【管】九條本崇本朝鮮本袁本明州本四部本作管。師古注云、「管、古管字。」饒氏輯證云、「管字殆書手偶從別本、善本當作管、觀此卷善注引服虔音管、可以推知、胡刻及『漢書』並作管。」羅氏校釋云、「案、管、管、古今字。」

【窺】九條本亦作窺。『干祿字書』云、「窺、窺、上俗下正。」『漢書』作闕。羅氏校釋云、「闕與窺通也。」

服虔曰、管音管。

服虔曰、管音管。

臣善曰、莊子、魏牟謂公孫龍曰、子乃規規而求之以察、乃規規而求之以察、索之以辯、是直管闕天、用錐指地、不亦小乎。

【服虔曰管音管】袁本明州本四部本無此六字。胡氏考異云、「此六字袁本、茶陵本無。案、二本以善音而誤刪也。」

下『文類曰管音庭』、及『如淳曰管音精』、服虔曰管音、亦然。凡善音二本誤刪而此仍有者、餘不悉出。『漢書』注引同。

【是直用管窺天】唐寫本無用字、窺作闕。『莊子』秋水篇有用字、作窺。天字、袁本誤作矣。

李善の引いた『莊子』は、「窺」を「闕」に作つていたのである。

以上、正文と李善注に字の異同がある三十八例（乙巻二例を含む）は、李善が引用文の字をそのまま引用したために起こったものか、筆写の際の誤記及び字体の不統一によるものかのいずれかであり、底本の異同によるものではない。李善が引書する際、正文と引用書に字の異同がある場合は、校記を付すのが李善注の義例と考えられているが、唐鈔本ではそれはあまり厳格に守られてはいないようであり、校記を付したものは、以下の七例に過ぎない。これは後に触れる「已見」の義例と同様の唐鈔本における李善注の未整理の例と言える。

イ、正文と引用文の字の異同について校記を付す場合

① 14 a (1-46-47)

(正文) 越悍虓豨 (越悍虓豨)

【越】上野本亦作越。高氏義疏云、「案《漢書・衛青霍去病傳》顏注越或作越。《說文》曰、越、行輕兒。一曰舉足也。唐寫本作越、今從之。」伏氏校注¹⁴⁸云、「《說文》曰、越、行輕貌。一曰越、舉足也。」越、善緣木走之才、二義相較、以唐寫本作越爲長。顏注越、或作越、更可證明唐寫本是對的。」
臣善曰、……史記曰、誅獍——善曰、……史記曰、誅獍獍。

獍。獍與越同、欺譙反。——獍與越同、欺譙切。

② 14 a (1-47)

(正文) 睡眦夔夔 (睡眦夔夔)

【夔】饒氏辭證云、「夔乃夔之譌。」
臣善曰、……張揖子虛賦曰、善曰、……張揖子虛賦注曰、夔、刺鯁也。夔與夔同、夔與夔同、並丑介反。
【子虛賦】夔下、唐寫本脫注字。

③ 18 a (2-34)

(正文) 柞木翦棘 (柞木翦棘)

【柞】九条本崇本袁本朝鮮本明州本作榘、九条本傍記云、「柞善。」四部本校語云、「五臣作榘。」
臣善曰、……賈逵國語注曰、善曰、……賈逵國語曰、榘、斫也。柞與榘同。仕雅反。

④ 19 a (3-17)

(正文) 奮鬣被般 (奮鬣被般)

臣善曰、……般、虎皮也。
上林賦曰、被班文。般與班古字通也。
林賦曰、被班文。般與班古字通。

【般與班古字通也】高氏義疏云、「《上林賦》本書作班、《史記・司馬相如傳》作班、《漢書》作班。案班、辨之或體字。作般作班皆借字。」
⑤ 19 b (3-21-22)

(正文) 睢盱跋扈(睢盱拔扈)

【跋】九條本傍記云、「跋善。」袁本朝鮮本明州本校語云、「善本作跋。」四部本校語云、「五臣本作跋。」梁氏旁證云、「按、正文當作跋扈、注當作跋扈。」疑梁說非。高氏義疏云、「案、唐寫作跋。本書陳孔璋《爲袁紹檄豫州》注引此賦作跋、是本李與五臣同、六臣本校恐不足據也。」伏氏校注³³²云、「唐寫本作跋是。《文選》爲袁紹檄豫州》李善注引《西京賦》作跋、是《文選》本作跋。又按、跋形聲同聲字、本可通用。《詩·狼跋》釋文跋字或作跋、可證。然李善注引鄭玄(畔換猶拔扈也)後說跋與跋古字通者、李氏所據賦正文作跋也。胡氏考異於下注猶拔扈後曰、跋疑跋之誤、正文作跋、下云跋與跋古字通、似善引箋作跋也。否則正文作跋、爲與五臣無異。乃與此注相應耳。」胡氏首鼠兩端(一端原誤作跋)、唐寫本可以折中矣。」饒氏斟證云、「阮元詩經注疏校勘記云、跋古字通用。」

臣善曰、……毛詩曰、無然畔換。鄭玄曰、畔換、猶跋。善曰、……毛詩曰、無然畔換。鄭玄曰、畔換、猶跋。援。鄭玄曰、畔換、猶跋。扈也。扈與跋古字通也。拔與跋古字通也。

【猶扈也】胡氏考異云、「跋疑跋之誤、正文作跋、下云跋與跋古字通、似善引箋作跋也。否則正文作跋、爲與五臣無異。乃與此注相應耳。」高氏義疏云、「胡克家疑善引箋作跋、又疑正文作跋、其後說是已。」

李氏注陳孔璋《檄》引《詩》作跋、而引本賦亦作跋、則以彼正文作跋耳。」案『毛詩』大雅皇矣(無然畔換)釋文云、「跋、蒲未反。下同。字或作跋。」『廣韻』跋與跋並入入聲十三末韻、蓋音通字。說見前。

◎23 b (4—67—68)

(正文) 布九戩

臣善曰、毛詩曰、九域之魚鱒。爾雅曰、九戩、魚網。鱒、音域。……戩與域、古字通。戩、音域。

【毛詩曰九域之魚鱒】見爾雅九戩。饒氏斟證云、「案毛詩及釋文皆作戩、此作域者、善所見本也、故下云、戩與域古字通。各本引毛詩作戩、非善真兒。」

【戩與域古字通】饒氏斟證云、「域字乃善注對所據『文選』之戩與所見『毛詩』之域作疏通語、應是善注本真兒、各刻本作戩、誤、胡克家郝懿行等所謂善作戩者、殆隨誤本而爲想當然之辭。」

①24 b (4—74)

(正文) 烏獲缸鼎(烏獲扛鼎)

【缸】胡氏考異云、「案、扛當作缸。善注云扛與缸同、謂引『說文』之扛與正文之缸同也。蓋善缸、五臣扛、而各本亂之。」梁氏旁證云、「段校云、正文作缸、故注引『說文』而曰、扛與缸同。《魏大饗碑》(舡鼎綠檀)、舡與缸同。」胡氏箋證云、「按《

後漢書》李尤（平樂觀賦）（烏獲扛鼎）作（扛）。饒氏
斟證云、「觀下注（扛與舡同）、知善本賦文作（扛）。」伏
氏校注523云、「段胡校極確、唐寫本正文正作（扛）。」

臣善曰、……說文曰、扛、善曰、說文曰、扛、橫開對
橫開對舉也。扛與舡同、古 舉也。扛與舡同、古 舡切。
舡反。

【說文曰扛扛橫開對舉也】（扛）字、唐寫本誤作（扛）。
開、即（關）字。胡氏考異云、「案、（開）當作（關）。各本
皆譌。」梁氏旁證云、「今《說文》（開）作（關）、此誤。」
高氏義疏云、「《說文》見手部。（關）各本誤作（開）。唐
寫本作（關）、與《說文》合、今從之。」饒氏斟證云、「（
關）『說文』作（關）、『龍龕手鑑』手部（扛）下引『說文』
則作（關）、與永隆本合。」

【扛與舡同】（舡）字、尤本誤作（船）。胡氏考異云、「袁
本、茶陵本（舡）作（舡）。案、此尤改之也。」伏氏校注528
云、「按、（舡）（舡）字同、然正文作（舡）、引《說文》作
（扛）、當依唐寫本作（舡）爲是。」

B 正文と薛綜注との字の異同

唐鈔本の正文と注の字の異同は、李善注のみに見られ
るものではなく、以下の二十一例のように薛綜注との間
にも見られる。

① 10 a (1-22)

（正文）累層構而遂躋（累層構而遂躋）

【躋】唐寫本作（躋）。上野本傍記云、（躋）或本。
躋、升。北辰、極也。 躋、升也。子奚切。北辰、
北極也。

② 12 a (1-33)

（正文）長風激於別島（長風激於別島）

【島】唐寫本先作（躋）、抹後記（島）字於傍。九条本崇本
袁本朝鮮本明州本作（島）、上野本尤本胡刻本作（躋）、袁
本朝鮮本明州本校記云、「薛綜（島）爲（躋）。」四部本校
記云、「五臣作（島）。」九条本傍記云、「（躋）五。」高氏
義疏云、「（躋）與（島）同字。」饒氏斟證云、「永隆本止改
正文、注仍作（躋）。」
水中之洲曰躋。

③ 12 b (1-37)

（正文）參塗夷庭

面三門、三道、故云參塗。 街、大道也。經、歷也。一
面三門、門三道、故云參塗。

④ 18 a (2-34, 35)

（正文）駢田偪仄

【仄】上野本四部本作（仄）。九条本崇本袁本朝鮮本明州
本作（側）。九条本傍記云、「（仄）善。」四部本校語云、「
五臣作（側）。」『廣韻』（仄）阻力切、無（仄）字。『龍龕手
鑑』云、「（仄）、俗阻力反。」伏氏校注273云、「（仄）、
側（音義皆同。通假之例極多、不勝枚舉。唐寫本注文作（
偪側）、《說文》（仄）、側傾也。）（側、旁也。）段注曰（

不正曰仄、不中曰側。二義有別、而經傳多通用。」

……駢田偪側、聚會意。——……駢田偪仄、聚會之意。

⑤18 a (2—35)

(正文)天子迺駕雕輪

【雕】尤本胡本作「彫」。『干祿字書』云、「『鵬』雕、並正。『彫』凋、上彫飾、下凋落。』」
「雕」與「彫」爲別。伏氏校注277云、「『彫』爲本字、『雕』爲借字。《說文》『彫、琢文也。』段注曰、『凡瑠琢之成文曰彫、故字从彡。』」
「彫」之本義爲猛禽、《說文》「雕、斲也。」然二字常通假、例不枚舉。《說文通訓定聲》曰、「雕、假借爲彫。」
王逸注《楚辭·招魂》曰、「雕、畫也。」蓋爲薛注所本。」
彫、畫也。——彫、畫也。

【彫】尤本朝鮮本作「雕」。

⑥18 a (2—37)

(正文)建玄戈(建玄弋)

【戈】上野本九条本亦作「弋」。今仔細看、唐寫本似原作弋而後人改戈。注作弋、不改。胡氏箋證云、「何氏焯曰、《史記·天官書》晉灼注(外、遠北斗也。在招搖南、一名玄戈。此書玄弋疑誤。杜牧詩(已建玄戈收相土)似用此。紹煥按何校是也。」高氏義疏云、「朱珔曰、(弋)當作(戈)。步瀛案、朱氏、胡氏說皆是也。」
饒氏斟證云、「(戈)字先作(弋)、後加濃筆作(戈)、但注中(弋)字尚未改。上野本作(戈)、各刻本文注概作(弋)。案(玄戈)星名、《史記》《漢書》天文志注並作(玄戈)。《晉書》天文志

亦曰(其北一星名玄戈、皆主胡兵。《後漢書·馬融傳》作(玄弋)誤。」

玄弋、北斗第八星名、爲矛、主胡兵。——玄弋、北斗第八星名、爲矛頭、主胡兵。

胡氏·高氏·饒氏の説のように、後人が正文を「戈」に改めたとすれば、もとの正文は薛注と同じであったことになる。

⑦18 b (2—39)

(正文)天畢前驅

前驅載之。——前驅載之。

先の(2)正文と李善注の引書中の字に異なる場合」

の「ア」⑩と同じ。

⑧19 b (3—23)

(正文)騃瞿奔觸

騃瞿、走狼。

臣善曰、……騃、音達。

騃瞿、走狼。——善曰、……騃、音達。

【騃瞿】胡氏箋證云、「按、本書《魯靈光殿賦》(顛顛顛而騃瞿)善注(騃瞿、張目貌。)(騃瞿)與(騃瞿)音義同。凡走必張兩足。張足之爲(騃瞿)、猶張目之爲(騃瞿)矣。」

正文と李善注の字が一致し、薛綜注とは異なる。

⑨20 a (3—28)

(正文)絶阮踰斥

……拆、澤崖也。

……斥、澤崖也。

臣善曰、……斥、音尺也。一善曰、……斥、音尺。

正文と李善注の字が一致し、薛綜注とは異なる。

⑩ 22 b (4-60)

〔正文〕簡矰紅〔簡矰紅〕

繳射、天長八寸、其絲名矰。

音曾。

〔其絲名矰紅也〕高氏義疏云、「合兩文校之、疑當作矰、射矢、長八寸、其絲名紅也。音曾。」饒氏斟證云、「

案矰紅與豫章對文、則絲名應是矰紅、刻本于矰音會上誤脫紅也」二字耳。叢刊本同胡刻、音會字移正文之下。」伏氏校注458云、「按、高氏說有誤、薛注入繳射、矢長八寸、其絲名矰紅也、總括訓釋簡矰紅之意、

繳射爲狀態語。高氏誤讀爲繳、射矢、長八寸、其絲名矰、故有《說文》無以繳爲矢、矰爲絲者之疑。李善《文選·文賦注》曰、《說文》曰、繳、生絲縷也。謂縷系矰矢而以弋射也。」自謂字以下十字乃李善注《

文選》時因文立訓、于引《說文》後續申其義之辭（段注《說文》據此補今本《說文》、非是）。……紅與縷聲音也相近。……故矰紅即矰縷、亦即矰縷矣。高氏謂唐寫本矰紅也、有誤、亦非是也。」

⑪ 23 a (4-63, 64)

〔正文〕發引蘇〔發引和〕

〔蘇〕高氏義疏云、「唐寫和作蘇、非是。《說文》蘇、調也。味、相應也。」今字作和、此賦乃唱和之、

不應作蘇。伏氏校注475云、「蘇與和同、高說非是。《說文》蘇、調也。讀與和同。」高引刪後半句。」發引和、言一人唱、餘人也。發引和、言一人唱、餘人和也。

⑫ 23 b (4-67, 68)

〔正文〕摘溲澥、搜川瀆〔撻溲澥、搜川瀆〕

溲澥、小水別名。摘、探、溲澥、小水別名。撻、搜、謂一一周索也。

〔摘探謂一一周索也〕饒氏斟證云、「探字各本作搜、與正文相應、但探字亦與五臣向注撻探也同。二之譌。」

五臣呂向注と同様に、薛綜注が正文の「摘」を「探」の意に解釈したとすれば、字の異同とはならない。

⑬ 24 a (4-70)

〔正文〕效獲覽麋〔效獲覽麋〕

〔麋〕『干祿字書』云、「及夭、上通下正。」逞、極也。鹿子曰麋、麋子逞、極也。鹿子曰麋、麋子曰麋。

臣善曰、……麋、鳥老反。善曰、……麋、鳥老切。

⑭ 24 b (4-75)

〔正文〕衝陬鷓濯〔衝狹鷓濯〕

〔鷓〕上野本亦作鷓、崇本九條本明州本袁本朝鮮本作燕。九條本傍記云、「鷓善。」四部本校語云、「五臣

本作「燕」。唐寫本注文作「燕」、明州本袁本朝鮮本注文及九條本紙背引作「鷺」。許氏筆記云、「鷺」、俗字也。

凡鳥獸艸木之字、後人率加偏旁。此例甚多、不可枚舉。燕濯、以盤水置前、坐其後、鷺濯、以盤水置前、坐其後、踊身張手跳前、以足偶節踏水、復却坐、如鷺之浴也。

㉕ 25 a (4-77)

(正文) 繪會偈倡

仙倡、偽作假形、謂如神也。

㉖ 26 a (4-83)

(正文) 被毛羽之襪襪 (被毛羽之襪襪)

【襪襪】饒氏斟證云、「襪襪」字、注皆从衣、各刻本注並作「襪襪」。『龍龜手鏡』以「襪」爲正、「襪」爲俗。案、唐寫本「衤」旁不分、此蓋作「襪襪」。倡家記作之、毛羽之襪襪、衣毛形也。

臣善曰、襪、所炎反。襪、善曰、襪、所炎切。襪、史宜反。

音祝。東海有能赤刀禹步、以越人祝法厭虎者、號黃公。又於觀前爲之。

(正文) 赤刀粵祝

【粵】即「粵」字。上野本崇本作「奧」。有能持赤刀禹步、越祝厭虎者、號黃公。又於觀前爲之。

㉗ 26 a (4-85)

(正文) 群隕絕而復聯

突然倒投、身如將墮、足跟反絀撞上、若已絕而復連也。

㉘ 26 b (5-122)

(正文) 懷蠶藏紵

天子印曰蠶。

【爾】伏氏校注 601 云、「按、作「蠶」是。原卷缺泐。」

㉙ 27 a (5-126)

(正文) 增蟬蛸以此豸。 (增蟬蛸以此豸)

蟬蛸、此豸、姿態妖疊也。蟬蛸、此豸、姿態妖疊也。臣善曰、……蟬、音蟬。蛸、善曰、……蟬、音蟬。蛸、於緣反。

【蟬蛸】「蛸」、即「蛸」字。饒氏斟證云、「薛注「蛸」字與正文異書。」

薛綜注、李善注ともに正文の字と違う。

㉚ 28 b (5-136)

(正文) 聲烈彌楸 (聲烈彌茂)

【烈】崇本誤作「列」。言土地險固、故得放心極意而夸泰之、聲列益以茂盛。而夸泰之、聲烈益以茂盛。【聲列益以茂盛】羅氏校釋 802 云、「案、敦煌本「烈」訛「列」、各本「聲」訛「馨」。」

又於觀前爲之。

李善注の場合と同様に、筆写の際の誤記や字体の不統一による正文との異同が多いが、①③④⑤⑥⑩のよう^⑩に、薛綜注の字が明らかに正文と異なるものも見られる。これらは唐鈔本が薛綜注本を底本として筆写されたという傳剛氏の説に反する例である。

二 唐鈔本李善注の体例の未整理

正文と引書との字の異同についての校記が完全なものではないことを述べたが、その他にも唐鈔本の李善注には、注釈の体例がまだ整理されていないところが見られる。以下、「已見」の体例について校勘の結果を列挙してみよう。

(1) 板本のみ「已見」の体例をとるもの

⑩ 10 a (1-21)

(正文)：殘缺…、…幹疊而百增。〈神明崛其特起、井幹疊而百增〉

臣善曰、漢書…殘缺…又曰、善曰、…神明、井幹、已武帝作井…殘缺…
見西都賦。

【神明井幹已見西都賦】四部本作漢書曰孝武立神明臺又曰武帝作井幹樓高五十丈輦道相屬焉司馬彪莊子注曰井幹井欄也然積木有若欄也。此見卷一西都賦漢神明鬱其特起注、攀井幹而未半注。凡各本作已見者、四部本皆重出引文、此四部本之體例耳。唐寫本作井以下缺字、

應是幹樓高五十丈六字、輦道相屬焉司馬彪莊子注曰井幹井欄也然積木有若欄也二十四字、唐寫本所無也。この箇所、殘缺で一部の文字しか見られないが、「神明」「井幹」について、唐鈔本李善注は、「已見」の体裁をとらず、『漢書』を引用していると思われる。

② 11 b (1-30, 31)

(正文) 前開唐中

臣善曰、漢書曰、建章宮、善曰、唐中、已見西都賦。其西則唐中數十里。

【唐中已見西都賦】唐寫本作漢書曰建章宮其西則唐中數十里十四字。四部本作漢書曰建章宮其西則有唐中數十里如淳曰唐庭也二十一字、此從卷一「西都賦」前唐中而後太液注摘錄、重出引文者、四部本之體例耳。

③ 11 b (1-32)

(正文) 顧臨太液

臣善曰、漢書曰、建章宮、善曰、太液、已見西都賦。其北治太液池。

【太液已見西都賦】唐寫本作漢書曰建章宮其北治太液池十二字。四部本亦從卷一「西都賦」前唐中而後太液注錄、重出引文者、四部本之體例耳。但卷一「西都賦」注及四部本治作沼、今漢書郊祀志下作治、此唐寫本不誤。

④ 11 b (1-32)

(正文) 漸臺立於中央

臣善曰、漢書曰、建章宮太液池、漸臺高廿餘丈。
善曰、漸臺高二十餘丈、已見西都賦。

【漸臺高廿餘丈已見西都賦】唐寫本作漢書曰建章宮太液池漸臺高廿餘丈十五字、四部本亦從卷一「西都賦」
〔前唐中而後太液〕注摘錄作漢書曰建章宮漸臺高二十餘丈十三字。

⑤ 12 b (1-36)

(正文) 美往昔之松橋

臣善曰、列仙傳曰、赤松子者、神農時雨師也。服水玉。又曰、王子喬者、周靈王太子晉也。道人浮丘公接以上嵩高山。
善曰、松喬、已見西都賦。

【松喬已見西都賦】唐寫本作列仙傳曰赤松子者神農時雨師也服水玉又曰王子喬者周靈王太子晉也道人浮丘公接以上嵩高山四十一字。四部本亦從卷一「西都賦」

〔庶松喬之羣類〕注重出、玉下有以教神農四字。

⑥ 13 a (1-40)

(正文) 尔乃廓開九市

臣善曰、漢宮閣疏曰、長安立九市、其六市在道西、三市在道東。
善曰、九市、已見西都賦。

【九市已見西都賦】唐寫本作漢宮閣疏曰長安立九市其六市在道西三市在道東二十一字。四部本亦從卷一「西都賦」

〔九市開場〕注重出。但閣字、四部本及各本卷一作闕。伏氏校注116云、「按、顏師古《漢書注》、《藝文類聚》、《初學記》及李善注別處皆引作漢宮闕疏、作闕形近而誤。」

⑦ 13 a (1-41)

(正文) 旗亭五重、俯察百隧

旗亭、市樓也。隧、列肆道。旗亭、市樓也。

臣善曰、史記褚先生曰、臣為郎、與方士會旗亭下。
善曰、史記褚先生曰、臣為郎、與方士會旗亭下。隧、已見西都賦。

【市樓也】此下唐寫本有隧列肆道也五字。案卷一「西都賦」〔貨別隧分〕李善注云、「薛綜西京賦注曰、隧、列肆道也。音遂。」薛注原有此注、唐寫本是也。板本從善注增隧已見西都賦六字、刪去薛注此五字耳。

【隧已見西都賦】唐寫本無此六字。唐寫本是也、說見前。四部本作薛綜西京賦注曰隧列肆道也音遂十四字、疑後人見板本隧已見西都賦六字、從卷一「西都賦」注而重出。

⑧ 14 b (1-48-49)

(正文) 若其五縣遊麗

臣善曰、五縣、謂長陵、安陵、陽陵、茂陵、平陵。
善曰、五縣、謂五陵也。長陵、安陵、陽陵、武陵、平陵五陵也、已見西都賦。

臣善曰、五縣、謂長陵、安陵、陽陵、茂陵、平陵。

【五陵也已見西都賦】唐寫本無此八字。四部本長陵安陵陽陵武陵平陵五陵也已見西都賦作漢書曰高帝葬長陵惠帝葬安陵景帝葬陽陵武帝葬茂陵昭帝葬平陵五陵也、此從卷一「西都賦」北眺五陵注重出、四部本之體例耳。九条本紙背作善曰五縣謂五陵也漢書曰高帝葬長陵惠帝葬安陵景帝葬陽陵武帝葬茂陵昭帝葬平陵、與四部本略同。

①5 a (1-50)

(正文) 五都貨殖

臣善曰、王莽於五都立均官、善曰、五都、已見西都賦。更名雒陽、邯鄲、淄、宛、成都市長皆爲五均司市師也。

【五都已見西都賦】唐寫本作王莽於五都立均官更名雒陽邯鄲淄宛成都市長皆爲五均司市師也。案漢書食貨志下云、「遂於長安及五都立五均官、更名長安東西市令及洛陽、邯鄲、臨淄、宛、成都市長皆爲五均司市稱師。東市稱京、西市稱畿、洛陽稱中、餘四部各用東西南北爲稱、皆置交易丞五人、錢府丞一人。」此李善節引漢書文耳。但淄上脫入臨字。伏氏校注以爲王莽上脫漢書曰三字。王念孫讀書雜誌云、「第一稱字、涉下四稱字而衍。司市師、即上文所云市令、市長。」唐寫本無稱字、可以爲王說證左。五都已見西都賦七字、四部本九条本紙背作漢書曰王莽於五都立均官更名雒陽

邯鄲臨淄宛城郭市長安皆爲五均、此從卷一「西都賦」五都之貨殖注重引耳。卷一「西都賦」注尤本胡刻本成誤作城、又各本長下衍安字。此四部本亦成都誤作城郭、衍安字。

①6 b (2-25)

(正文) 牽牛立其左、織女處其右

臣善曰、漢宮閣疏曰、昆明池有二石人、牽牛織女象。善曰、已見西都賦。

池有二石人、牽牛織女象。【已見西都賦】唐寫本作漢宮閣疏曰昆明池有二石人牽牛織女象。已見上、袁本有牛女二字、朝鮮本明州本作女牛。四部本與唐寫本同、但閣作闕。此見西都賦左牽牛而右織女注。

①7 a (2-28-29)

(正文) 鳥則鸕鷀鵝

臣善曰、……鸕鷀、二鳥名也。……鸕鷀、已見西都賦。凡魚鳥草木皆不重見、他皆類此。

【已見西都賦】唐寫本作鳥名也四字。饒氏辯證云、「永隆本初注如此、則前條十一字及此條從省者、當是後注時所增刪。然有可疑者、乃鸕鷀駕鷺之次序、何以不順賦文作注耳。」四部本作爾雅曰鸕鷀也鸕音括郭璞曰即鸕鷀也郭璞上林賦注曰鸕似鴈無後指鸕音保三十三字、與卷一「西都賦」鸕鷀鷀李注同、此四部本增補之體例耳。

⑩ 17 b (2-33)

(正文) 在於靈囿之中

臣善曰、毛詩曰、王在靈囿。善曰、靈囿、已見東都賦。

【靈囿已見東都賦】唐寫本作「毛詩曰王在靈囿」七字。四

部本作「毛詩曰王在靈囿鹿攸伏」。卷一「東都賦」(誼

合乎靈囿)注云、「毛詩曰、王在靈囿、鹿攸伏。」四

部本依此複出耳。

⑩ 18 b (2-39, 40)

(正文) 屬車之簞

臣善曰、漢書音義曰、大駕 善曰、屬車、已見東都賦。

屬車八十一乘。

【屬車已見東都賦】唐寫本作「漢書音義曰大駕屬車八十

一乘」。四部本作「漢雜事曰諸侯貳車九乘秦滅九國兼其車

服故大駕屬車八十一乘」。朝鮮本「東都賦」誤作「西都賦」。

案卷一「東都賦」(屬車案節)注云、「漢書音義曰、大

駕、車八十一乘、作三行。」(胡氏考異云、「案「車」上當

有「屬」字。各本皆脫。»)四部本非從「東都賦」注重出

者、不知何故。

⑩ 19 a (3-19)

(正文) 陳虎旅於飛廉、正壘壁乎上蘭

臣善曰、……漢書曰、長安 善曰、……飛廉、上蘭、已

作飛廉館。三輔黃圖、上林 見西都賦。

有上蘭觀。

【飛廉上蘭已見西都賦】唐寫本作「漢書曰長安作飛廉館

三輔黃圖上林有上蘭觀」十九字。四部本作「漢書武紀曰長安作飛廉館三輔黃圖曰上林有上蘭觀」二十二字。

⑩ 26 b (5-121, 122)

(正文) 陰戒期門

臣善曰、漢書曰、武帝與北 善曰、期門、已見西都賦。

地良家子、期諸殿門、故有 期門之號。

【期門已見西都賦】唐寫本作「漢書曰武帝與北地良家子

期諸殿門故有期門之號」二十一字。四部本及九條本脚注

引亦同。卷一「西都賦」(爾乃期門欣飛)注引「漢書」

(東方朔傳)與此同。饒氏辭證云、「胡刻此二十一字作

「已見西都賦」、蓋已見从省之例。叢刊本有此、乃从西都

賦注補同、即陳仁子本所謂增補六臣注之例。」

⑩ 26 b (5-123)

(正文) 便旋閭闔、周觀郊遂。

臣善曰、字林曰、閭、里門 善曰、閭、里門也。閭、里

也。閭、里中門也。 中門也。郊、已見西都賦。

【郊已見西都賦】唐寫本無此六字。四部本作「鄭玄周禮

注王國百里爲郊」十一字。九條本紙背引與四部本同。羅

氏校釋721云、「案、敦煌本此下有「遂」之注、則「遂」之注

上當有「郊」之注、當依寫本舊例、於「里中門也」下補引

「西都賦」(若乃觀其四郊)句下善注引「鄭玄《周禮》注

「王國百里爲郊。」「十一字。」

⑩ 27 b (5-130)

⑩ 27 b (5-130)

（正文）列爵十四

臣善曰、漢書曰、漢興、因秦之稱號、帝心適稱皇后、妾皆稱夫人、稱凡十四等云。

【列爵十四見西都賦也】唐寫本作「漢書曰漢興因秦之稱號帝正適稱皇后妾皆稱夫人稱號凡十四等云」二十八字。四部本作「漢書曰大星正妃餘三星後宮又贊曰漢興因秦之稱號帝正適稱皇后妾皆稱夫人號十四等云昭儀位視丞相婕妤視上卿姪娥視中二千石俗華視真二千石美人視二千石八子視千石十子視八百石良人視七百石長使視六百石少使視四百石五官視三百石順常視二百石無涓共和嬬靈保林良夜皆視百石」一百二十四字。九條本紙背引與四部本同。饒氏斟證云、「此善注節引『漢書』外戚傳文。案西都賦「十有四位」下注、先引『漢書』天文志九字、次引外戚傳一百餘字。叢刊本以西都賦注文志及外戚傳增補、而列舉十四等、有遺漏有誤併、則彙錄六臣注時錯誤也。」

(2) 唐鈔本のみ「已見」の体例をとるもの
① 12 a (1-35)

（正文）於是采少君以端信、庶變大之貞固
臣善曰、少君、樂大已見西都賦。人姓名及事易知而別卷重見者、云見某篇、亦從祠竈穀道却老方見上、上尊之。少君者、故深澤侯舍人、

省也。他皆類此也。

主方。樂大見西都賦。凡人姓名及事易知而別卷重見者云見某篇、亦從省也。他皆類此。

【少君樂大已見西都賦】四部本作「漢書曰樂成侯登上書言樂大天子見大悅大曰臣之師有不死之藥可得仙人可致乃拜大爲五利將軍」四十一字、從卷一「西都賦」(馳五利之所刑)注取錄、重出引文者、四部本之體例耳。饒氏斟證云、「案西都賦五利下刪引漢書、胡刻叢刊並于「大」上脫「大」字、致誤樂大語爲武帝語。而叢刊本補錄此注則作「大曰、不誤。」九條本紙背作「又曰樂成侯上書言奕大天子見大悅乃拜爲五利將軍」二十二字。

「樂大」については、唐鈔本・板本ともに「已見」の体例をとるが、「少君」に関しては、唐鈔本のみ「已見」となっている。

② 18 b (2-38)

（正文）虹旃蜺旒
臣善曰、……虹、旃、已見上注。高唐賦曰、蜺爲旌。

善曰、……楚辭曰、建雄虹之采旌。上林賦曰、拖蜺旌也。

【虹旃已見上注】高氏義疏云、「案已見上「巨雄虹之長梁」句注、則此不應復見。亦依唐寫本改。又《高唐賦》以下、亦依唐寫。各本作「上林賦曰拖蜺旌也」、亦誤。」饒氏斟證云、「此云已見、蓋從省之例。刻本乃重出《楚

辭》九字、殆六臣本概行增補、而尤氏從六臣本別出時失檢耶。《上林賦》善注仍引《高唐賦》句。此節善注、自《牙飾》以下、疑六臣併注時有誤、此又永隆本未經混亂之可貴處。」

③乙卷7b (6-147)

(正文) 而談者皆擬於阿衡
臣善曰、……阿衡、已見上。

……詩曰、實惟阿衡、左右商王。毛萇曰、阿衡、伊尹也。

【阿衡已見上】羅氏校釋云、「案、《文選》卷四十阮嗣宗《爲鄭冲勸晉王賡》《遂荷阿衡之號》句下注與各刻本注複引同、複引時《詩》上脫《毛》。敦煌本作《已見上》、從省之例也。」

④乙卷8a (6-147)

(正文) 五尺童子

臣善曰、五尺童子、已見李令伯表。
孫卿子曰、仲尼之門、五尺童子蓋言五伯。

【五尺童子已見李令伯表】胡氏考異云、「袁本無此十六字、有《五尺童子已見李令伯表》十字、是也。茶陵本復出、非。」饒氏鞫證云、「此注乃《已見從省》例。案茶陵本題作《增補》、此十六字即所補也。尤表善單注本異于此寫卷作《已見》、竟同于茶陵本所增補、知尤本所出之六臣本蓋與茶陵本同源。」羅氏校釋云、「案、《文選》卷三十七李密《陳情事表》《內無應門五尺之僮》句下注引

《孫卿子》與此同。」此見『荀子』仲尼篇。

⑤乙卷8a (6-149)

(正文) 昔三仁去而殷虛

臣善曰、三仁、已見上。——三仁、微子、箕子、比干。

【三仁已見上】饒氏鞫證云、「叢刊本善注無三仁之文、而五臣翰注列舉比干箕子微子後略述其事、並譏李善引孟子注二老爲《誤甚》、且以楊雄爲《用事之誤》、其陋如此、疑非五臣真貌。但併六臣注者取此較詳之注、因刪去李善三仁之注、其事甚顯。胡刻善單注本云、《三仁微子箕子比干》、其次序與『論語』微子篇同、但已違《從省》之例。又『考異』無此注校記、當是袁本茶陵本與胡刻從同、而與寫卷相異。」

⑥乙卷8a (6-150)

(正文) 五殺入而秦喜

臣善曰、五殺、已見李斯上書。

史記曰、百里奚亡秦走宛、秦穆公聞百里奚、欲重贖之、恐楚不與、請以五殺皮贖之、楚人許與之。繆公與語國事、繆公大悅。

【五殺已見李斯上書】胡氏考異云、「陳云《奚》下脫《賢》字、是也。各本皆脫。」案卷三十九李斯「上書」《東得百里奚於宛》注引『史記』、板本亦脫《賢》字。『史記』秦本紀有《賢》字。饒氏鞫證云、「於此可推知者、卽六注之祖本李斯書注原脫《賢》字、其後增補者隨之亦脫《賢》字。」

單注本已從六注中剔取、故李斯書及解嘲兩注皆同脫（賣）字。」

⑦乙卷8b（6—153）

（正文）則庸夫高枕而有餘
臣善曰、……高枕、已見上。

……漢書、賈誼曰、陛下高枕、終無山東之憂。楚辭曰、堯、舜皆有舉任兮、故高枕而自適。

【高枕已見上】饒氏鞫證云、「當是併六臣注者增補之例、胡刻單注本亦同復出、則尤氏剔取善注時、未審其爲後人增補也。」羅氏校釋云、「案、敦煌本作「高枕已見上」、從省之例也。各刻本復引《文選》卷三十七曹子建《求自試表》「謀士未得高枕者」句下注引《漢書·賈誼傳》并增引《楚辭·九辯》句、從《增補》之例也。」案「楚辭」九辯「有」下有「所」字。

(3)唐鈔本・板本ともに「已見」の体例をとるもの

①11b（1—29）

（正文）横西洫而絶金墉
臣善曰、……洫、已見上文。

善曰、……洫、已見上文。

②11b（1—32、33）

（正文）神山峨々
臣善曰、……波山、已見西

都賦。

善曰、……三山、已見西都賦。

【三山】△三△字、唐寫本誤作△波△字。饒氏鞫證云、「此節注永隆本特多誤筆、如△三輔△脫△三△字、△清淵海△下行△三△字、△三山△又誤作△波山△。」

③乙卷7a（6—140）

（正文）離爲十二
臣善曰、十二、已見東方朔

十二國、已見上文。

荅客難。

④乙卷8b（6—150）

（正文）范雎以折摺而危穰侯

臣善曰、危穰侯、已見李斯上書。折摺、已見鄒陽上書。

危穰侯、已見李斯上書。折摺、已見鄒陽上書。

甲卷では、(1)の板本のみ「已見」に作るものが十七例あるのに対して、唐鈔本のみのはわずか二例しかない。そもそも唐鈔本甲巻には、「已見」に作るものが全部で四例しかないのである。中には(1)の(7)の(11)のように、李善注の体例に合わず、後人によって「已見」が增補されたことが明らかであるが、(1)の十七例の内には板本（四部本を除く）のように「已見」の形にして李善注の体例に合うものもある。これは、唐鈔本李善注がまだ体裁上は未整理の段階のものであったことを物語っているのではなからうか。

乙巻では、甲巻とは逆の現象が見られる。(1)の板本のみの例が見られないのに対して、「已見」全七例中五

例が唐鈔本のみに見られるものである。乙巻に關しては、唐鈔本で未整理であった李善注の体例が次第に整えられていったと考え難い。或いは巻ごとに異なる現象が見られる写本と板本の關係を考慮する必要があるかもしれない。これについては、後日の検討課題としたい。

ただ、この「已見」の校勘結果からも、唐鈔本甲巻が注釈の体例としては未だ整ったものでなかつたことは明らかになつたと思う。

三 唐鈔本李善注の底本

唐鈔本の「西京賦」本文の一部は、顏師古『漢書』注に引かれているが、以下の例のような異同がある。

① 10 a (1-21)

(正文) ……殘缺……幹疊而百增(并幹疊而百增)

『漢書』郊祀志下「立神明臺、井幹樓、高五十丈、輦道相屬焉」師古注引張衡「西京賦」は、「増」を「層」に作る。

② 12 a (1-35)

(正文) 立脩莖之仙掌、……屑瓊藥以朝飡(立脩莖之仙掌、……屑瓊藥以朝飡)

『漢書』郊祀志上「其後又作柏梁、銅柱、承露僊人掌之屬矣」師古注引張衡「西京賦」は、「脩」を「修」に、「藥」を「蕊」に、「飡」を「餐」に作る。

③ 24 b (4-74)

(正文) 烏獲缸鼎

『漢書』地理志下「夫甘都盧國」顏師古注引張衡「西京賦」は、「缸」を「扛」に作る。

④ 25 a (4-79)

(正文) 巨獸百尋、是爲曼延。(巨獸百尋、是爲曼延) 『漢書』西域伝下贊「漫衍魚龍」顏師古注引張衡「西京賦」は、「曼」を「漫」に作る。

当時、『文選』の異本が何種か存在していたことは明らかである。では、唐鈔本は、一体何を底本として筆写されたのであろうか。唐鈔本の李善注には、次のような李善自身の校語が記された箇所がある。

○ 15 b (2-16、17)

(正文) 繚亘綿聯(繚垣緜聯)

【亘】上野本亦作(亘)、薛注亦作(亘)。

繚亘、猶繞了也。 繚垣、猶繞了也。

臣善曰、亘當爲垣。 善曰、今並以亘爲垣。

【亘當爲垣】上野本欄上云、「臣君曰、亘當爲垣。」與唐寫本合。饒氏斟證云、「案善注、永隆本與他本文句雖異、其意則一。因善據薛本作(亘)、薛并以亘本義繞了釋之、而善意則以垣牆爲義、故云當爲垣也。若作(亘)爲垣、雖不失李注指爲段借之意、而劉申叔則認爲非李注。至五臣本則作(垣)、故統注(垣牆也)今各本賦文已作

△垣、而又載善注以亘爲垣、是文注不照。」

これを見ると、李善本自体が正文と自注の字を必ずしも統一していなかったことが分かる。李善は薛綜注を旧注として採録しているので、恐らく正文は薛綜注本によつたものと思われる。そこで薛綜注本の正文「亘」字を「垣」に改めるべきだという校記をつけたのであろう。

この唐鈔本の段階では、李善注本の正文と注文には異同がそのまま残っていたのである。その後、注釈の体例が整えられるに従つて、正文の字も李善注本として改められていったことが想像できる。その過程で薛綜注の「亘」字も「垣」に改められ、李善注の校記も「亘當爲垣」から「今並以亘爲垣」に変えられたのであろう。

似た現象は、乙巻にも見られる。

○乙巻5b（6—132）

（正文）以管窺天（以窺窺天）

服虔曰、窺音管。——服虔曰、窺音管。

『文選』正文は「管」字であつたのに、「窺」に作る『漢書』の注をそのまま引いているので、正文と注の間に異同が生じることになるが、その点は整理されないままであつた。後、正文が「窺」字に改められ、注との異同を解消している。

以上のことから、唐鈔本は、おおむね薛綜注本に基づいた李善注本を底本として書写されたかと判断するのが妥当と思われる。それはあくまで李善が薛綜注本をもとに

作成した李善注本であり、書き写した者が正文を薛綜注本から、李善注を李善注本から書写したのではない。ただ、唐鈔本はまだ正文の校訂、注釈の体例ともにまだ未整理の李善注本だったのである。従つて、正文と注の間に字の異同が見られるし、引書との異同の校記も記されないままだし、「已見」の体裁も整っていないのである。また、正文と薛綜注との間に異同があるのは、李善が薛綜注本を底本としながら、他の本で正文を書き直した箇所があつたことによるものである。その結果、正文が薛綜注本と同じものがあり、逆に薛綜注とは異なつて李善注と同じものがあるということになつたと考えられる。

そもそも李善注本が最初から完成本に近いものであつたと考えるのは、誤解を生じるものである。唐末の李匡父の『資暇録』（非五臣）に、唐末には、初注本から絶筆本に至る五種の李善注『文選』があり、最後の絶筆本は、「皆音を釈し義を訓じ、注解甚だ多し」というものだったという。李善注は、唐鈔本の後、李善自身及び後人によつて、体例が整理され、或いは注が次々と増補されていったのである。